

渡嘉敷村総合防災体制構築業務委託プロポーザル実施要領

1 案件概要

- (1) 案件名 渡嘉敷村総合防災体制構築業務委託
- (2) 案件の目的 平成23年に発生した東日本大震災やその後全国で発生したさまざまな災害、また近年大型化している台風への対策・対応が求められている現状を踏まえ、避難所台帳の整備や地区別防災カルテの作成により本村の防災上の特性や課題を整理し対策を検討するとともに、次年度以降の渡嘉敷村地域防災計画見直し等への基礎資料とする。
- また、各種被災想定データを庁内の災害情報共有GISにより一元管理可能な仕組みを構築し、防災関連情報の共有、リアルタイムでの登録・更新を図るとともに、蓄積した防災情報を住民や観光客へ公開を行うものである。
- (3) 履行期間 契約日の翌日から平成30年3月9日まで

2 提案上限額

- (1) 委託費 25,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 沖縄県内に本店を有していること。
- (2) 過去5年間に地方公共団体における避難所ポテンシャル調査（避難所現況調査、課題の抽出等）及び防災カルテ作成（防災関連情報の整理、地区別防災課題の整理等）の履行実績を有していること。
- (3) 過去5年間に地方公共団体及び民間企業におけるGISを活用した業務の履行実績を有していること。
- (4) 導入するGISソフトウェアパッケージは、庁内の災害情報共有GIS及び住民・観光客向け災害情報公開GISとともに地方公共団体での導入実績を有していること。
- (5) 本業務の配置予定技術者（管理技術者）は、技術士法に基づく技術士資格を保有する社員を配置することとし、且つ、沖縄県内の地方公共団体における地域防災計画策定業務（過去5年間に管理技術者として従事した実績を有するものとする）。
- (6) 個人情報に関するISMS（情報セキュリティマネジメントシステム：JISQ27001）またはプライバシーマーク（JISQ15001）を有していること。

- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (8) 平成 29・30 年度の渡嘉敷村における入札参加資格の認定をされている者
- (9) 渡嘉敷村による指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者
- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

5 募集内容

平成 29 年 5 月 12 日（金曜日）から本要領をホームページ上で公表し、同時に窓口での配布を開始する。

(1) プロポーザル参加申込み方法

- ア 提出期間 平成 29 年 5 月 12 日（金曜日）から
平成 29 年 5 月 22 日（月曜日）17 時まで

イ 参加資格審査書類

参加を希望する場合、以下の様式による印刷物を（ア）～（カ）の順にホチキス止めの上、1 部提出すること。なお、持参または郵送による提出とし、郵送の場合は必着とする。

- (ア) プロポーザル参加申込書（第 1 号様式）
- (イ) 会社概要（第 2 号様式）
- (ウ) 業務実績調書（避難所ポテンシャル調査及び防災カルテ作成）（第 3 号様式）
- (エ) 業務実績調書（GIS を活用した業務実績）（第 4 号様式）
- (オ) 導入実績調書（GIS ソフトウェア実績）（第 5 号様式）
- (カ) 業務実施体制（第 6 号様式）
- (キ) 配置予定技術者調書（第 7 号様式）

6 参加資格の審査等

(1) 参加資格の審査

提案者について、「4 参加資格」に規定する参加資格の有無を審査する。

(2) 審査結果の通知

参加資格の審査結果は、参加資格結果通知書（第 8 号様式）を用いて、平成 29 年 5 月 26 日（金曜日）までに全者に対し、書面にて発送する。

7 提案書等の提出

参加資格の審査の結果、参加資格を有するとされた者は、以下の提出書類を必要部数揃えて、提出期限までに担当部署へ提出しなければならない。なお、持参または郵送による提出とし、郵

送の場合は必着とする。

(1) 提出書類

- ア 提案書（第9号様式） 正本1部 副本10部
- ・ A4縦版、横書き（文字サイズ10.5pt以上）、30頁以内とし、表紙及び目次を除き両面印刷とし各頁の番号を記載すること。ただし、A3版（Z折）を使用する場合2頁として取り扱うこと。
 - ・ 提案書の項目・内容は、仕様書記載の要件を踏まえ、以下に合わせること。
 - ①実施方針 実施方針の内容、業務の理解度を問う
 - ②実施体制・工程計画 適切な実施体制・工程計画であるかを問う
 - ③避難所台帳作成 避難所台帳作成の内容・手法を問う
 - ④地区別防災カルテ 地区別防災カルテ作成の内容・手法を問う
 - ⑤防災情報共有GIS
 - ・ システム構成 システムの構成とその内訳、標準化等への対応状況を問う
 - ・ システムの特徴 システムのインターフェース、操作性、レスポンス、将来性、及び機能性を問う
 - ・ データ構築 搭載データの内容・手法について問う
 - ⑥防災情報公開GIS
 - ・ システム構成 システムの構成とその内訳、標準化等への対応状況を問う
 - ・ システムの特徴 システムのインターフェース、操作性、レスポンス、将来性、及び機能性を問う
 - ・ データ構築 搭載データの内容・手法について問う
 - ⑦情報セキュリティ対策 情報セキュリティ対策、操作研修内容について問う
- イ 機能確認書（防災情報共有GIS及び防災情報公開GIS） 正本1部
- ・ 本市のシステム調達仕様について機能実現を確認するものであり、各項目の対応欄に対応状況を記載すること。備考欄の記入にあたっては、欄に書ききれない場合は、別紙（A4サイズ任意様式）の添付でも差し支えない。
 - 「◎」 標準機能で対応可能（稼働日前に標準機能のバージョンアップで対応も含む）
 - 「○」 無償カスタマイズ
 - 「△」 有償カスタマイズ（カスタマイズ費用を記載すること）
 - 「×」 対応不可
- ウ 見積書（第10号様式） 正本1部
- ・ 本要領及び仕様書に記載している内容にもとづき、見積書を作成すること。
 - ・ 各項目の積算根拠がわかるよう、単価や数量等を含め、できるだけ詳細に記載した

ものを別紙（A4版任意様式）で作成し添付すること。

エ 上記アからウまでの電子データ 電子媒体（CD-R等） 1部

(2) 提出期限 平成29年6月2日（金曜日）17時まで

8 質疑応答

このプロポーザルに対する質問の方法及び回答については以下のとおりとする。

(1) 質問方法

質問書（第11号様式）を用いて、電子メールにて提出すること。

(2) 質問先

「15 問い合わせ先」を参照すること

(3) 質問期間

平成29年5月12日（金曜日）から平成29年5月19日（金曜日）まで

(4) 回答方法

平成29年5月23日（火曜日）までに、質問のあった全者に対し電子メールにて回答する。

9 評価及び受注候補者の選定

(1) 評価委員会

渡嘉敷村総合防災体制構築業務委託プロポーザル方式等評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、企画提案書等の評価を行う。

(2) 評価方法

評価委員会の委員は、評価基準に基づき、企画提案書等及びプレゼンテーションを評価する。

ア 1次評価

参加資格を満たすと判断された者が4者以上あった場合は、参加資格審査書類等の評価点、企画提案書による評価点、機能評価点及び価格点の合計得点により1次評価を行い、得点の高い3者までを2次評価の対象とする。

複数の者が同点の場合は、企画提案書の評価点が高い方を上位とする。また、合計得点、企画提案書の評価点がともに同点の場合は機能の評価点が高い方を上位とする。全て同点の場合は、評価委員会の総合的な評価により2次評価の提案者を選定する。

なお、参加資格を満たすと判断された者が3者以下の場合は、全者を2次評価の対象とする。

① 評価結果の通知

評価結果は、1次評価結果通知書（第12号様式）を用いて、平成29年6月7日（水曜日）に、1次評価を行った全者に対して担当部署から書面及びメールにて発送する。

イ 2次評価

1次評価を通過した者に対し、プレゼンテーション・デモンストレーション、ヒアリング等による2次評価を行い、合計得点が最高の者を(仮称) 渡嘉敷村総合防災体制構築業務委託プロポーザルの受注候補者として選定する。

① 日時 平成29年6月16日(金曜日)

② 場所 渡嘉敷村役場 大会議室(2階)

③ タイムスケジュール

準備	10分
プレゼンテーション・デモンストレーション	50分
質疑応答	20分
片付け	10分

④ 注意事項

複数の提案者が同点の場合は、企画提案書による評価点の高い者を上位とする

1.0 結果通知

(1) 選定結果の通知

結果通知は、2次評価結果通知書(第13号様式)を用いて、平成29年6月21日(水曜日)に、2次評価を行った全者に対して担当部署から書面及びメールにて発送する。

1.1 随意契約の締結

受注候補者から見積書が提出され、その金額が予定価格の範囲内であった場合は、その者と契約を締結する。

1.2 参加の辞退

本件の参加申込み後、参加を辞退する場合は速やかに担当部署に電話連絡の上、辞退届けを郵送又は持参により提出すること

1.3 情報公開及び提供

渡嘉敷村情報公開条例に基づき情報公開及び情報提供するものとする。

1.4 その他

(1) 提案は1者から1提案とする。

(2) 提出書類の追加・変更は原則として認められない。

(3) 提案者から提出された書類等については理由の如何に関わらず返却しない。

(4) 次に掲げるいずれかの場合に該当する場合は本件の参加を無効とする。

- ア 「4 参加資格」の条件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類が期限に間に合わなかった場合
 - ウ 提出書類に不備があった場合
 - エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - オ 見積書が予算上限を超過した場合
 - カ 見積書と内訳書の価格が一致しない場合
 - キ 談合その他不正行為があった場合
- (5) 応募に際して要した費用は提案者の負担とする。
- (6) この要領に定めるものの他必要な事項は別に定める。

1.5 問い合わせ先

担当部署 : 渡嘉敷村役場総務課 (担当者: 尾崎)

電話番号 : 098-987-2321

e-mail : kikaku@vill.tokashiki.okinawa.jp